

飼養衛生管理基準の徹底をお願いします!!

鳥インフルエンザ等の伝染性疾病を発生させないよう、飼養衛生管理基準の中で特に重要な次の項目について遵守を徹底して下さい。

- ①家きんの飼養管理に関連する農場内の敷地全てを衛生管理区域としてください。
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し使用するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置してください。また、靴底は十分な洗浄と消毒を行ってください。
- ③衛生管理区域外で使用した器具や重機等は洗浄と消毒を徹底して区域に持ち込むとともに、畜舎等は清掃又は消毒を定期的に行ってください。
- ④当日に他の畜産関係施設等に立ち入った人(獣医師や飼料運搬業者等は除く)、過去1週間以内の海外からの入国者・帰国者には、必要な場合を除き、衛生管理区域内に立ち入らせないようにしてください。また、家畜飼養者は海外渡航の自粛をお願いします。
- ⑤農場周囲は除草等で野生動物が接近しにくい環境にするとともに、家きん舎への防鳥ネットの設置、壁・窓等の破損修繕を行い、家きん舎外でのエサこぼし等が無いようにして、衛生管理区域への野生動物侵入を防止しましょう。
- ⑥家きんの健康観察は毎日行い、伝染性疾病を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。
- ⑦家きんの飼料給与、産卵、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気や食欲がないなどの症状を示す個体を見つけた場合は、具体的な症状・体温を記録してください。